

伊勢茶ブランドリノベーション事業 Q&A (令和7年8月1日時点)

(問1) 事業実施主体は、複数の事業実施計画書の申請ができるか。

(答1)

できません。申請できる事業実施計画書は1つまでです。ただし、今年度採択されなかった場合は、翌年度以降に申請することが可能です。

(問2) 代表事業者は、複数のプログラムの策定ができるか。

(答2)

できません。代表事業者が策定できるプログラムは、1年に1つまでです。

(問3) 「伊勢茶を販売する店舗を有する」とあるが、オンラインでの販売は該当するか。

(答3)

自社の EC サイトやテナント型 EC モールへの出店は該当します。

(EC モール内に自社のショップページがあれば該当します。)

(問4) 「伊勢茶を販売する店舗を有する」とあるが、工場や事務所で小売り販売をしている場合は該当するか。

(答4)

本事業における店舗とは、伊勢茶の商品・飲食物・サービスを広く消費者向けに販売する建物のことを指し、工場や事務所は該当しません。

ただし、工場や事務所が伊勢茶認証店として登録されている場合は、この限りではありません。

(問5) 取組効果について、効果の向上が見られなかった場合のペナルティはあるか。

(答5)

ペナルティはありませんが、本事業での取組を通じて、伊勢茶のブランド力向上に努めてください。

(問6) 採択されたが、在庫不足により資機材が納品されなかった場合、年度をまたいで資機材を導入できれば補助金を受け取れるか。

(答6)

事業実施期間中に発注、導入、支払いが完了した経費のみが補助対象となります。

また、一度採択された事業実施主体は、翌年度以降の申請はできません。

(問7) 事業計画提出時の見積書の添付は1社で良いか。

(答7)

複数社から見積りを取り、事業費の削減に努める必要があります。ただし、申請する設備や資材の取扱いが1社のみの場合を除きます。

(問8) 資機材の更新でも良いか。

(答8)

単純更新(買い替え)は補助対象外です。

ただし、機械等を「機能向上させる」ことで、伊勢茶のブランド力強化に資する取組であれば対象とします。

(問9) 前年度不採択となったプログラム内容(申請内容)は変更可能か。

(答9)

マーケットインの考え方から、需要の変化に応じた申請内容の変更は、妨げないものとします。

(問10) 取組効果を評価するための荒茶サンプルはいつ採取すればよいか。

(答10)

一番茶収穫期における中期ごろのサンプルを評価対象としてください。

(問11) 取組効果の評価を茶業研究課に依頼する場合、荒茶サンプルはいつ、どのくらい提出するのか。

(答11)

毎年8月末までに、50g以上のサンプルを提出してください。なお、取組前の評価を行う茶葉(申請年度産の茶葉)は採択後速やかに提出してください。